



一般社団法人  
臨床教育開発推進機構  
ODPEC

北原 学

一般社団法人 臨床教育開発推進機構  
医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会  
(一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構)  
(国立国際医療研究センター一病院救命救急センター・救急科)

# 救急救命士が受講する研修の 実施と管理

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

# 研修が必要である根拠

## 「救急救命士法 第四十四条 3」

病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、**あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項**その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において**救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項**として**厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。**

# 救急救命士が受講する研修の実施と管理

- 新設された救急救命士法第 44 条 3では、医療機関に勤務する救急救命士は厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

## 【厚生労働省令で定める事項】

- 「チーム医療」
- 「医療安全」
- 「感染対策」

救急救命士が医療機関で救急救命処置を行おうとするときにあらかじめ受講が求められる。

3項目は必須であり、受講しなければ救急救命処置の実施は認められない。

- 3項目に加え「必須ではないが救急救命処置行為に関する研修等を研鑽的に行うこと」とされている。

➡救急救命士の資質及び救急救命士が行う業務の質の担保のため。

# 研修の管理

- 研修の管理は「医療機関」が行う。

- ① 研修の受講状況（受講した救急救命士の氏名、研修の受講日時、実施した研修事項）について記録し、当該救急救命士を雇用する間、保存する。
- ② その医療機関に雇用されている救急救命士が、過去に該当内容の研修を受講済みの場合、研修の受講日時、実施した研修事項について救急救命士に関する委員会を確認のうえ記録し、当該項目について受講済みとすることも可能である。

医療法施行規則の「医療安全」「感染対策」「医薬品・医療機器の安全使用」の研修を活用できる。

➡適切な研修か確認する必要がある。

- ③ 他の医療機関での研修を修了した救急救命士に対しては、研修内容を確認し不足する項目があれば、救急救命処置を実施する医療機関で研修を受講させる。

# 研修の実施方法

- eラーニング形式の研修等で実施も可能。
- 学会・団体・民間企業等が実施する外部の研修を活用することも可能。
  - ▶ 外部の研修を活用した場合にも、医療機関において、研修の実施状況について記録・保存する  
(受講した救急救命士の氏名、研修の受講日時、実施した研修事項)
- 研修の内容は必要に応じて見直す。▶ 定期的にブラッシュアップ
  - ▶ 救急救命士に関する委員会などで検討する。

それぞれの医療機関の体制に合う研修の実施方法を選択する